

## 会 議 議 事 録

1 会議名	平成26年度 第 2 回 長岡市障害者施策推進協議会
2 開催日時	平成26年 9 月17日（水曜日） 午後 1 時30分から午後 3 時頃まで
3 開催場所	アオーレ長岡 西棟 3 階 市民交流ホール B・C
4 出席者名	<p>（委 員）阿部委員            池野委員            石川委員</p> <p>                 加邊委員            菊池委員            小林節子委員</p> <p>                 斉木委員            嶋田委員            沼田委員</p> <p>                 長谷川和明委員   長谷川剛委員       藤田委員</p> <p>                 堀委員              本田委員            山本委員</p> <p>（事務局）福祉保健部長</p> <p>                 福祉総務課長ほか関係職員</p> <p>                 福祉課長ほか関係職員</p> <p>                 子ども家庭課長</p> <p>                 保育課課長補佐</p> <p>                 長岡市社会福祉協議会 中村事務局長</p>
5 欠席者名	<p>（委 員）石井委員    小林秀治委員    内藤委員</p> <p>                 長井委員    丸山委員</p> <p>（事務局）学校教育課長</p>
6 議題	<p>（ 1 ）第 4 期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画の総論（案）について</p> <p>（ 2 ）第 4 期障害福祉計画の数値目標（案）について</p> <p>（ 3 ）その他</p>
7 審議の内容	
発言者	議 事 内 容
福祉総務課企画係長	<p>1 あいさつ</p> <p>ただ今から、平成 26 年度第 2 回長岡市障害者施策推進協議会を開会します。</p> <p>本日の会議ですが、欠席の方がいらっしゃいますのであらかじめ</p>

委員長

御報告いたします。

長岡市みのわの里更生園 石井 泰委員、長岡市ろうあ者福祉協会 小林 秀治委員、長岡大学 内藤 敏樹委員、長岡地域振興局 長井 亮委員、新潟県立精神医療センター 丸山 直樹委員は、所用のため欠席でございます。

なお、小林秀治委員の代理として、長岡市ろうあ者福祉協会の佐々木 美恵子様から御出席いただいております。

まず、資料の確認をお願いします。

事前に送付させていただいた資料は、

- ・ 次第
  - ・ 資料 1 「第4期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画の総論（案）について」
  - ・ 資料 2 「第4期障害福祉計画の数値目標（案）について」
- 当日配付資料として、
- ・ 委員名簿
  - ・ 本日の会議の配席図

となっております。お手元がない方はお聞かせください。

それでは、本日の議題に入ります。

ここからは、委員長の進行をお願いします。

皆さん、ごめんください。

第2回目の長岡市障害者施策推進協議会ということで、前回は7月11日で、第3期の進捗状況と、色々な体制についてお話を聞き、また皆さんから御意見等お聞きしました。今日は第4期の計画に向かって、その施策の体系と目標数値などについて皆さんから御協力をいただきながら、また事務局から方向性の提示をいただきながら、話を進めていきたいと思っていますのでよろしくをお願いします。

それでは進めていきたいと思えます。今日は大きく二つありまして、「(1)第4期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画の総論（案）について」と、「(2)第4期障害福祉計画の数値目標（案）について」でございます。時間は皆様のところに御案内の通り、午後2時30分頃までとなっておりますので、説明もポイントをついて、話を進めていきたいと思っています。

<p>委員長</p>	<p>2 議題</p> <p>それでは、議題の(1)第4期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画総論(案)について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>福祉総務課長</p>	<p>それでは御説明をさせていただきます。資料 1 をご覧ください。</p> <p>(資料 1 に沿って説明)</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。ただいまは総論のところございまして、今回はまず現状を抑えた上で、手帳をお持ちの方の状況、そして精神障害等はゆるやかではありますが手帳の数も増えていますということ。そして、相談件数等の話がありました。それで4期に向かって主要課題を作っていこうということで、主要課題は5つほどありまして、理想としては一貫した支援体制をしていかななくてはならない、あるいは市内全域に届く相談体制を構築しなくてはならない、相談体制、支援体制を整備していこう、そして、施設あるいは病院からの地域生活の移行をスムーズにしていこう、そして地域生活支援のフォローをするような整備をしていこう、今もやっているものをより充実という意味ですが、施設からの就労へのさらなる促進、差別解消に向けた、いわゆる「ともに生きる」啓発運動を色々な形で進めていこう、ということです。策定にあたっての、その位置づけ、第4期は27年から29年までということ、実態調査を昨年実施し、その上で施策体系を大きい意味で、相互理解への取組、子どもから大人まで一貫した支援体制を推進する取組等々ございます。雇用促進と就労支援、あるいは地域生活のための体制整備、余暇活動の充実、住みよい環境を作るための取組等ありました。それらをPDCAサイクルしながら振り返りながら前へ進めていこうと大きいものがありました。</p> <p>皆さんのほうから御質問、御意見等ありますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>3 ページに「相談支援体制の整備」とあるんですけども、先日私の息子もお世話になっている医療関係の親の会に参加しまして、障害を持つ子の親の共通の悩みというのは、親が亡き後のことだと実感したんです。それで今現在なんですけれども、例えばそ</p>

<p>福祉課長</p>	<p>ういう困ったときに相談に行くのは、医療機関に行けばいいのか、それとも行政でそういう窓口があって、言い方は少し悪いですが、あちこち回されることなく、ワンストップまでとはいかないまでも、それに近い形で相談に対応してもらえるものなのかお聞きしたいと思います。</p> <p>相談支援体制の整備という部分で御質問いただきましたが、親御さんの御相談はアオーレの福祉窓口、支所地域であれば市民生活課の福祉係で、まずはお受けさせていただきます。場合によっては関係機関ですとか、一番適する行政の窓口を御案内する場合がありますが、まずは福祉窓口にお出でいただければ、私ども福祉課の相談員のほうで親御さんの御心配を受け止めさせていただきますして、責任を持って対応させていただきますのでお願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>相談というのはどこに行けばいいのか、という時に、まずは福祉課、ここのアオーレ長岡ですとか、各支所に行っても支援、相談体制というのは整っているということでございます。そこからより踏み込んで、というところで次の段階に入っていくのがいいのではないかと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>私は発達障害の親の会で出ているのですが、その他に長岡市自立支援協議会の代表もしています。今日は3点について質問させていただきます。</p> <p>1点目は文言のことについてですが、主要課題の《施策推進における共通の視点》のところ、小学校・中学校・高等学校とあるのですが、そこはやはり「乳幼児期から」という言葉を入れていただきたいということと、「変わり目」ではなく「移行期」ですよね。「移行期」という言葉で沿革をしていただきたいということ、それと成人期になってからの転居の場合とか就労の場合に引継ぎが上手くいかない、ということもあるかと思いますので、このあたりの文言を変えていただけるとありがたいと思います。</p> <p>2点目は、自立支援協議会でやっている、就労のところにも出てきたのですが、平成18年に支援法ができ、19年から長岡市は動き始めました、それでそれからずっと関わってきた中で、今年度までやってきた中でどういうことをしてきたかを少しお話をさせていただきます。</p>

	<p>今、自立支援協議会では5つの部会を作って、障害者の人と直接関わっている方々に来ていただいて、障害者の方々に何かサービスができないかということで、今やらせていただいているのですが、就労部会では実はこの市役所の中で、実習をさせていただいてまして、今年で職場実習は4年目に入り、実績をあげています。当事者部会ではピア・サポーターという形で実績を残していただいて、中越圏域でも当事者の方が発表していただく形になっています。その他でも就労部会と子ども部会ではパンフレットを作りまして、啓蒙活動ということで、就労ではこういう支援ができますよ、子ども部会ではこういう障害者のサービスがありますよ、ということをお知らせしていますし、地域移行では宅建協会と提携を組みまして、情報交換をして、障害者の方が一般の方のアパートに住める契約を取り付けやすくする形まで進んでいます。ですので、それを基盤にして第4期の計画を立てていただけると大変ありがたいかなと思っています。就労のほうも少しずつ実績が上がってきていますし、部会のほうにも長岡市のほうで特例子会社を作ってくださいましたので、特例子会社の方も参加して委員になられているような状況です。報告も兼ねてよろしくお願ひします。</p> <p>3点目ですが、確認なのですけれども、施策の体系図の中で、特に今年度障害者基本計画の中で重点を置いているのが、「子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組」なんだということによろしいでしょうか。は障害者自身に対する、子どもから大人まで途切れない一貫した支援を共通認識でやるんだと、そしてその障害を持たない人への啓蒙活動と啓発の意味で、相互理解とバリアフリーの意味のインクルーシブに入ってくるかもしれませんが、とに基点を置いているんだという理解でよろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>はい、文言の関係、それと自立支援協議会ですいぶん実績と言いますか具体的な部分があるので、それをまた土台に考えていただきたいということと、それと体系の中、ということで事務局のほうからいかがでしょうか。</p>
福祉課長	<p>はい、ありがとうございます。ただいまの委員のお話について、まず1点目の文言のところですが、おっしゃる通りだと思います。小学校、中学校の前に「幼児期から」と加えることと、それとライフステージの変わり目という言葉に「移行期」に、成人期になって</p>

	<p>からの引継ぎという、まさにすっとした流れるような支援をイメージをできるような文言に修正させていただきたいと思います。</p> <p>それから2点目の御指摘の自立支援協議会の実績についてですが、私もこの計画を見ますと自立支援協議会の記載が少し薄いように感じていました。ただ障害福祉施策の中で自立支援協議会の位置づけというのは非常に大きな意味がありまして、現場で働いている皆さんですとか、それから障害者の当事者の方、御家族の方が入っている直接の実働部隊の皆さんだと思っていますので、その自立支援協議会の活動の紹介、意義等を今回の計画には載せていきたいと思っています。各論の中で是非それについては触れたいと思います。</p> <p>3点目の確認ということですが、のところ、これが一番の肝だと考えていますので、3ページの主要課題の部分を見ていただくと、「子どもから大人まで一貫した支援の推進」と一番上に挙げさせていただきました。最も大切な課題だと考えていますので、ここを前回の第3期の時と比較して体系図の中でも強調させていただいているような形です。</p>
委員長	<p>はい。子どもから大人まで一貫した支援ということで、ちょうど柿が丘学園のほうにも相談体制が10月からということですが、もしよければ皆さんにお聞かせいただけますか。</p>
子ども家庭課長	<p>皆さんにお知らせなのですが、柿が丘学園が児童発達支援センターということでスタートしていたのですが、体制が整いましたので、10月から子どもの相談支援事業ということで、子どもが18歳になるまでを見込んで今何をするかという計画を立てて支援するような体制が整いましたので、お知らせしたいと思います。よろしくお願いします。</p>
委員長	<p>相談センター等色々ありますけれども、あちらこちらではなく相談がスムーズにいくように、皆さんが横の連携の中で次に結びつくように持っていけるようにしなければいけないと感じました。</p>
委員	<p>細かいことですが、今3ページの主要課題の「小学校・中学校・高等学校」の前に「幼児期」をつけるとおっしゃいましたが、当然それはこのままで考えられるのではないのでしょうか。「小学校への</p>

	<p>入学をはじめとしたライフステージ」とありますから、小学校以前の話がここに前提として入っているように感じられますし、これで分かるような気がするのですがいかがでしょうか。</p>
<p>福祉総務課長</p>	<p>先ほどもお話がありましたが、おそらく先の委員のお話の考え方としては小学校がスタートではなく、あくまでももう少し前から支援というものに関してはスタートになるのだという部分だと思います。そして今の委員のお話ではここに「入学」と書いてあるのだから、それ以前の話も含んでいるということだと思います。その部分に関しましては事務局として、ぱっと見て分かるような形で表現できるかというのは検討させていただきますのでよろしくお願ひします。</p>
<p>委員</p>	<p>4ページの一般就労について、県のデータによると新潟県は非常に障害者の雇用率が低いと、要因は色々考えられると思うのですが、当長岡市においては一般企業の障害者に対する受入がどの程度認識しているのか、他市の情報を色々聞くと行政府が積極的に企業回りをして一般就労を促しているとお聞きするのですが、当長岡市はそのような試みもする用意があると思いますが、そのあたりの一般就労の促進についてのこれからの考えを聞かせていただきたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>就労の関係ですね。障害者の雇用について随分力を入れて面接会など開いているようですがいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。私のほうで把握している雇用の状況ということで、御説明をいたします。</p> <p>障害者雇用率ですが、昨年一般企業の雇用率は1.68%ということで、これは全国平均と同率でした。県内では高いほうになっています。それから今年6月1日現在でも調査を実施しておりまして、公表にはなっていないのですが、私ども管内の状況は把握しておりますので、参考までに、1.80%となっています。従前の一昨年までの法定雇用率が1.80%となっておりましたので、そこまではきましたが現在企業の方には2%を求めていますので、まだまだという状況でございます。</p> <p>それから就職の状況を見ますと、県で年ごとに就職者数は増えて</p>

	<p>来ていまして、21年度が年間で122名就職していました。それが昨年、平成25年度は201名ということで大幅に増えています。その中でも近年の傾向としては、身体障害者の就職件数が減少傾向にあって、反対に精神障害者の就職件数が大幅に増えていると、これは全国的にこのような状況になります。新潟県の障害者雇用が全国に比べて47都道府県中46位というのが昨年の結果にありましたけれども、その原因として考えられるのが、精神障害者の雇用が伸び悩んでいる、全国に比べてその点が弱いというふうに分析できます。実は長岡市内においてもそのような傾向があるということで、今後の対策としてはそこに力を入れなくてはならないと考えています。昨年私どもも企業を回ったり、不足数が多い企業等には採用計画を作ってくださいように要請しています。これは実施していただかないと最終的には企業名の公表となる制度でございまして、そうならないように努力していただくと、そういうことを取り組んでいる状況です。</p>
委員	<p>希望なのですが、行政側に安定所と組んで、雇用を積極的に受け入れる企業に関しては、長岡広報等を通じて大いに宣伝をすべきだと思うんですね。優良企業としてみなす、それを市民が知ることで市民の後押しも、あるいは行政も後を追って法定雇用率を上げるために何らかのことをすると、企業側が表面に出るように、市民にアピールしていただきたいというのが私の考えです。</p>
委員	<p>二つほど質問させていただきたいのですが、その前にこの中に出てくる用語について少しお聞きします。勉強不足で大変恐縮ですが、ここに国の避難行動要支援者というふうに今ありますが、かつては私が認識しているところで災害時要援護者という言葉がありまして、これがずっと長い間使われてきたのですが、これがどういうふうに違って、おそらくこれが変わったんだと思いますが、変わって中身がどう違うのかということと、かつては災害時要援護者名簿というものもありましたが、どう変わっていくのかということがまず1点質問です。</p> <p>それと意見になりますが、教育のところで子どもに対する障害者の教育ということで出てきますが、先ほども御意見がありましたが大変重要なことでもありますし、私自身まちの先生として、盲導犬を連れて各小学校に1年に20～30件程度回っています。私自身は障害</p>



福祉総務課長	<p>者団体の責任者をやっていますが、子どもの教育もそうなんですけれども、意外とその権利意識ということに関しては、障害の当事者自身が差別に対する感覚と言いますか、権利意識が意外と無くて、それが差別だと気がつかない場合、あるいはそこで権利ということ障害者自身が訴えることができない、もしくは訴えないというケースがたくさんあるように感じます。これが教育ということになるのか、あるいは障害者差別解消法の中での啓発ということになるのか分かりませんが、障害者自身がいかに権利意識を持っていくことができるかどうか、まず障害者自身が権利意識を持っていなければ、差別の解消はないと思っていますので、このあたりにこれをどう盛り込んでいけるのか私自身も考えているのですが、一つお考えをお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それと、医療の問題について、ここにも医療から福祉へのスムーズな連携と書いてあるのですが、これは大変大事なことであります。併せて医療から福祉という前に、例えば人生の途中で障害を負ったという時に、福祉に行く過程の前に、必ず精神的なサポートが必要なんです。障害を負ったことでなかなか立ち上がれない、という方の例をたくさん見えています。私自身も途中の視覚障害なのですが、医療で突然将来の失明を宣告されまして、2、3年は立ち上がれないでいた経験を持っています。福祉に移行する前に、精神的なサポート、ケアをすることが必要なのではということが常々考えていることでありますし、一番大事なのは医療の際に、これから立ち直るために、あるいは社会参加、社会復帰をしていくにあたって、どういう手段があるかということをもっと医療の段階でしっかりと入口を開けていただけると、スムーズに精神的なサポートにもつながっていくのではと思っている次第でありまして、この中にどう盛り込んでいけるのかなということが課題ですが、お考えがありましたらお聞かせください。</p> <p>それでは私から、最初の御質問の避難行動要支援者について御説明をさせていただきます。委員のおっしゃる通り、以前は災害時要援護者という言い方をしておりました。災害対策基本法という法律が改正になりまして、これまで名簿という部分は明記されていなかったのが、改正により明記され、市町村にその名簿の作成が義務付けられたんです。長岡市は中越大震災を受けまして、以前より作成していたので全く影響はなかったのですが、その際に、それまで基</p>
--------	---

<p>福祉課長</p>	<p>本指針、ガイドラインのような形で災害時要援護者という言葉が使われていたのですが、法律に載る時に避難行動要支援者と名称が変わったので、今回名称を変更させていただきました。名簿については長岡市は既に作成していますので、取扱い等については変わりないと御理解いただければと思います。</p> <p>二つ目の権利意識を育てる教育の部分ですが、今日は学校教育課長が欠席していますので、教育の関係については私のほうから答えはできないのですが、福祉の面では、子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組の部分で、権利擁護の推進ですとか、そういったところで当事者の方の権利意識を醸成というものを図るような施策を何か盛り込めればと思っています。今はまだ具体的な御報告ができないのですが、何かしらは盛り込んでいきたいと思っています。また協議会と話を詰めまして、各論のところでは御説明をさせていただきたいと思っています。</p> <p>それから三点目の福祉の前の精神的なサポート、という部分なのですが、これはまた福祉に行く前となると、病院のケースワーカーさんですとか、そういったところとの連携になっていくのかなと今漠然と思います。ですが、具体的に何と言われますと、切れ目の部分になるのでしょうか、弱いところではあるかなと思いますので、これはまた御意見として受け取らせてもらいまして、各論の中でどのように盛り込んでいくか、もう少しお時間をいただいて考えさせていただきたいと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。福祉の教育というか、共に思いやりの心を持つということで今行政と社会福祉協議会が連携を取って、福祉の時間と申しますか、思いやりの心を中心に小学校から高等学校まで、96校でやっている部分もでございますので、また意識的にそこを進めていきたいと思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>只今の委員の意見に私も同じ思いを持っておりまして発言させていただきます。精神障害の立場でものを言わせていただきますが、一般就労がなかなかうまくいかないとか、地域移行がなかなかうまく進まないとか、精神障害に関してうまくいっていない問題が山積みではありますけれども、その原因の一つはやはり先ほど言われたように、精神障害の人達は今までずっと福祉と遠く生きてきて</p>

	<p>おりまして、そして今になっても援助、支援をしていただく側、何々してもらおう人、というような形で、自分達が主人公となって生きる、というような意識を持ちえないで、こっそりと生きてきたという意識が随分あります。だからにわかに一般就労できますよとか、地域で暮らせますよ、みんなと一緒にですよ、と言われても、本当にそこへ自信が繋がっていかない、というような問題を沢山抱えていまして、やはりそこへつなげるためには、当事者意識、権利意識をゆっくりと育む時期がなかったのではと強く思っています。それで、色々な制度もいいんですけれども、やはりその中に、例えば差別解消にしても啓発とか教育という言葉がありますけれども、周りの人がじっくりみんなと一緒にやってみようという意識を持つように、ということなんです、それと同時に、当事者自身が自分もちゃんと生きていける人間なんだよというような意識を身につけることなくしては、この問題は解決しないんじゃないかなと常日頃思っております。だから例えばどのような形でもいいのですけれども、実際に差別をなくす問題の中に当事者の方を入れて、その中で一緒に考えてみるとか、就労の問題で、どうして就労が難しいのかということ当事者も交えてそこで討論してみるとか、そのような形で本当に当事者本人の本音を色々な施策の中で出させて協議して、それを考えていくということを抜きにして、ああしてやったほうがいいのか、こうしてやったほうがいいのか、とやっても、遠回しにしかならないのではないかなと考えておりまして、なんとか、今度の計画は向こう3年間ですが、その前に当事者の意識もものすごく変わると思います。今全国的にも精神障害の意識改革が芽生えていますが、本人の意識が段々と変わってこようとしていますので、ぜひ長岡市でもそういう視点に立って、色々な施策の中にそういう側面を入れていただけたら、ありがたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。当事者意識のところも、これから重要になってきますと、そういう声も出るというか、色々な場を通じて進めていくのも必要ですよということでございます。</p>
委員	<p>先ほどの委員に質問なのですが、途中で障害になった方が医療の中でどのような社会復帰の道があるかということ、病院内で進めていくということでしょうか。そこに相談事業者内の外部の人間を</p>

	<p>入れて、そこで医療と福祉がつながる形で進めていくような体制を取ろうということなのか、例えば基本計画の中に医療の中に社会復帰の道を取るような体制作りを入れたほうがいいのかどうか、どういふことを言われているのか少し私の中でイメージができなかったので、もう少し具体的に医療の段階の中での社会復帰の道ということの意味合いを説明していただけるとありがたいです。</p>
委員	<p>そうですね、私のイメージとしては、自分の経験を含めてですが、先ほど申し上げたように失明を宣告された後になかなか精神的な立ち直りができない時間が、かなり、年の単位でありました。もう少し早くに、というのは、最初に障害というものに出会ったのがやはり医療なんですね。そこからどう進んで行ったらいいのか、どう自分は向かっていけばいいのかという方法論がまったく見えないんです。そこですぐ市役所か何かに相談に行けばいいのかもしれませんが、なかなか市役所に行く、あるいは福祉の相談に行く、ということに至らないわけですね。私がよく思うのは、そういった時にこのような窓口がありますよ、というのをまず医療の段階でお示しただけると立ち直りも早かったのかなと思います。例えば市役所に行くというのは後から気がつくわけでありまして、自分が思ってもみなかった障害というものに対する最初の直面は、意外と弱いんですね。ちょっとしたサポート、ちょっとした一言があれば立ち直りが早かったのになと思います。すぐお医者さんからそのようなお言葉をいただきたいということではないのですが、それは看護師さんでもいいのかもしれませんが、まず障害というものに突き当たった第一段階で医療のサポートというものが、大事なのではないのかなと思います。具体的なことというとこれ以上は申し上げられませんが。</p>
委員長	<p>医療ケースワーカー等も大きい意味ではまず医療から続くときに大きい存在になります。委員どうでしょうか。</p>
委員	<p>実はほとんどの病院にはソーシャルワーカーや、精神科であれば精神社会福祉士などの方がおられるんですけども、回答がその人にとってこうであればいい、というものにできるかどうかと言うと案としては色々言ってくれると思うんですが、その通りできるようになるためには社会的な要素が非常に加わるために、コメントとか相談にのるといふ入口にとどまるんですね。その中で収入の問題と</p>

	<p>か、家族の問題とか、社会の接触の問題とか、職業等色々な問題が つきまってくるのですが、それに対する答えはなかなか持ちえな い、というのが、相談できる人はいるんですけどもあまりにも分 野が多すぎて適切な答えを出せないというのが問題ではないかと、 医療の立場から感じます。</p> <p>それからもう一つ、先ほど精神医療の方が自発的に動くことは少 ないというのがありました。実はこれは精神疾患の特徴で、精神 疾患の定義の中に、社会的な対応が苦手、というのが入っているの で、そうすると黙っているとなかなか本人が声を上げられない精神 科の患者さんが多いわけです。声を上げさせるためには周りとか、 家族会とかソーシャルワーカーとか色々な人が一生懸命言ってあ げないと、なかなか本人が自発的に言えない方が多いんです。それ が精神疾患の定義の一つとしてありますので、そのようにするのは 非常によくて、そうすべきですけども、みんなが色んなところで 力を合わせて持っていくというのが現実問題必要で、そういう方向 に動いているとは思っています。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。だいぶ話も進んできて、皆さんの話を 通して中身もこうあるべきだとか、こんなふうという意見等々出 ました。また今日の文言が結果ではないんですけども、共通の形 として計画を作る時に、今日はまだ素案でございますので、また踏 み込んでいただきたいと思います。</p>
福祉課長	<p>それでは次に議題の（２）第４期障害福祉計画の数値目標（案） について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい。それでは資料 ２をご覧ください。</p> <p>（資料 ２に沿って説明）</p>
委員長	<p>はい。数値目標について、今までの実績に基づいた数字と、県の 一つの目標、大きい枠組みの中でその数字を出しているのと、具 体的には自立支援協議会にも諮りながら進めていきたいということ です。</p> <p>質問等はいかがでしょうか。</p>

委員	<p>数値目標の時に、過去のある年度の何割という目標は、実は過去に一生懸命やっている所にとってのものすごくハードルが高くなって、過去にさぼっていた所にすればハードルは非常に低いんですね。ですから全体で何割というのと違って、過去の何割というのは逆に言うと一生懸命な所ほどきついという問題が出てくるのではないかと感じています。</p>
委員	<p>施設入所者の減少の件なんですけれども、相当な目標値を上げているんですが、これは減少によって一般社会のほうに移って、問題や障害というのはありませんか。施設から地域に移行するにあたっての障害等はお聞きになりませんか。</p>
福祉課長	<p>施設を退所された場合の地域移行された後の問題ということでしょうか。</p>
委員	<p>それが施設から離れた場合何か問題は起きませんか。</p>
福祉課長	<p>問題を起きないようにしながら地域移行をさせるというのが私どもの業務です。</p>
委員	<p>私は栃尾なのですが、以前問題があったんです。一般の方とトラブルがあって、ただ地域に出せば良いというのではないと私は感じているんですけれども、今はこれは国の金銭的な面で施設から一般に移す傾向にあるのか、金銭的な問題があって国は示しているのかどうか。</p>
福祉課長	<p>財政的な問題というよりも、障害者の方の権利の問題ではないかと思います。ずっと長期にわたって施設の中で暮らしている方は本当に施設の中でしか暮らせない方もいらっしゃるんですけれども、地域の理解ですとか、受け皿が無くて施設の中にいざるを得ないと言いますか、本来支援者や受け皿があれば地域で十分生活ができる方については、長い間施設に閉じ込めておくのではなくて、地域の中で市民の皆さんの理解の中で生活を送っていただくように支援するのが私どもの役目と思っています。もし問題があったのであれば、それは地域移行の仕方に問題があったのかなと思いますが、基本的な流れとしてはやはり施設から地域へ、というのが今の流れな</p>

	<p>のではないかと考えています。</p>
委員	<p>はい。わかりました。</p>
委員長	<p>主要課題の中で「 地域生活支援拠点の整備」ということで、地域拠点、支援体制を取っていくという中でも、また一つ読み取れるのではないかと思いますし、今の委員の意見も参考にしながらお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>今の件ですけれども、施設のほうから地元というか地域に入る場合は、必ず町内会の役員あるいはその地区の住民の方と、中には民生委員も入って十分な説明を受けた中でやっていますので、案外そういうトラブルは避けているのではないかと私は思っています。</p>
委員長	<p>はい。他によろしいでしょうか。</p>
委員	<p>「 福祉施設から一般就労への移行等」の「 就労移行率の3割以上の事業所の割合」についてですが、この就労移行率というのは、事業所の定員の3割が就職するという数字なのか、それとも私達はよく定着支援が半年、とあるんですけれども、それが3割で、全体で3割ということなのか、少し教えていただいてもよろしいでしょうか。</p>
福祉課長	<p>利用者数のうち、当該年中に一般就労に移行した人の割合となります。</p>
委員	<p>移行支援事業所の利用者数を16事業所に増やしてなおかつ人数を増やしている、国の定めなんですけれども、ここまで人数が、実は現時点でも長岡市の移行支援事業所は空いているんですね。それで今長岡市の総合支援学校の卒業生でどの程度移行支援事業所へ移れますか。分からないと思うんですけども、卒業生が毎年60人位のうち、この人数ってすごくきついな、と、180人って案外すごく高い人数なんだなと思って、長岡市の障害者で移行支援事業所にこの人数が国の定めの数値でおそらく他の市町村もそうだと、今企業の就労が厳しくなっていますので、移行支援事業所って就職の面談が早くなっているのが、厳しいなというのが現実なのですが、</p>

<p>福祉課長</p>	<p>これはもう少し下げてもいいというように捉えてよろしいのでしょうか。</p> <p>ここは、 の一般就労への移行もそうなのですが、26年度の26人というのもかなり高かった年で、実はその後ぐっと落ちているんですね。なのでこの年を基準にされるとすごく苦しい部分もあるのですが、それからお話にありました「 就労移行支援事業の利用者数」ですが、この3年で10人程度しか増えていないんです。それを60人も増やすと言うのはちょっと現実的な数字ではないのではないかと実は思っています。後で下方修正をさせていただくことになるのではないかと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>こうありたいという数字を出してもらわないと、P D C Aサイクルを回すと全部だめになってしまいますね。</p>
<p>委員長</p> <p>福祉総務課企画係長</p>	<p>そこからよく現実とP D C A、目標値、それらを取るのが非常に難しいのですが、また反対に地域就労、地域移行というのも大きい流れだと思います。</p> <p>だいぶ今日は議論の中で御意見等もいただきました。障害者の権利、自立、就労の関係、地域移行の関係、目標値の見方等、皆さんに御議論いただいたわけです。</p> <p>それでは全体的に、今日の二つの議題、まだ今日で終わりではないですので、今日は目標値の捉え方、総論の中の大きいもの等ありました。皆さんからいただいた貴重な御意見が、計画を作っていくときに血となり肉となり、大きい、中身のある形になっていくかと思えます、ありがとうございました。事務局のほうでこれを是非活かしていただきたいと思えます。</p> <p>では、( 3 ) その他 ですが、事務局から何かありますでしょうか。</p> <p>無いようですので、進行を事務局にお返しします。</p> <p>3 閉会</p> <p>はい。活発な御議論ありがとうございました。</p> <p>それでは閉会にあたりまして、福祉保健部長より御挨拶申し上げます。</p>



<p>福祉保健部長</p>	<p>本日は皆様お忙しい中ありがとうございました。2回目の協議会が終わりましたが、今日も大変活発な御議論をいただきまして、非常に本質をついた様々な御意見や、御質問をいただきましてありがとうございました。今ほど色々と言葉が出ていましたが、特にこの障害者福祉については理想というものがあって、現実の、現在の長岡市の現状というものがあって、その二つをどうすり合わせて、両方どう掲げていくかというのが一つあると思いますし、具体論で言えばその理念ですね、いわゆる権利条約の基準で国際標準に日本もこの分野でもそういう状況になったわけですので、そういう意味での障害者のこれからの施策として、形成していく上での理念ということと、では具体策を現実の話としてどうするかというところが、両方兼ね合わせの中でまとめていく必要があるかなということを改めて感じたところでございます。今日いただいた御意見を再度私どものほうで一つ一つ吟味させていただいて、次回には各論を含めて計画案全体の素案という形でまとめたものを御議論いただきたいと思っています。その中に今日いただいた御意見をできるだけ反映させた形で提示をさせていただきたいと思っていますので、また今後ともよろしく願いしたいと思っています。本日はこれで会議を終了いたします、ありがとうございました。</p>
<p>福祉総務課企画係長</p>	<p>それでは、以上をもちまして閉会とします。</p> <p>次回の会議は、12月上旬頃に各論の細かいところを含めた全体像を皆様にお示しできるかと思っておりますので、また御協力をお願いしたいと思います。委員の皆様には、後日正式にご案内を申し上げますので、よろしく願いいたします。</p> <p>この会議の議事録については、後日お送りいたします。なお、長岡市ホームページにも掲載しますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日はこれで閉会とさせていただきます。</p> <p>皆様、お忙しいところ大変ありがとうございました。</p>
<p>8 会議資料      別添のとおり</p>	